

新商品・新サービスお披露目会 出展要領

[主催：深谷商工会議所]

1 開催趣旨

新商品・新サービスお披露目会は会員事業所の新商品や新サービスを来場者に対しPRする場とし、市内でのお買い物の気運の高揚を図るとともに深谷市の産業の発展、会員事業所の魅力の発信に寄与することを目的に開催します。

2 開催日時

平成30年2月10日（土）・11日（日）10：00～16：00

3 開催場所

道の駅はなぞの「花時計公園イベント会場」

4 出展資格

- ① 深谷市内に事業所(店舗)を構える深谷商工会議所会員事業所(以下「会員事業所」という)で小規模事業者であること。
- ② 会員事業所にあつて新商品や新サービスなどのPR・展示・販売を目的としていること。
 - ・販売開始やサービス提供から1年程度の商品やサービス
 - ・これから販売しようとする商品やサービス
 - ・その他、主催者が依頼したもの等

5 出展内容

自社製品で新商品や新サービスなどのPR・展示・販売

※商品の特徴を伝えるチラシやPOP等を活用し、来場者への提案販売をスムーズに実施できるご準備をお願いします。また、その場だけの販売ではなく、リピート客となるよう既存店舗のPRを積極的にお願ひします。

ただし、次に該当する場合は出展できません。

- ① 自社の業務内容またはPR活動としてそぐわない商品などの販売やサービスの提供
- ② 著しい臭気を発するもの
- ③ 刃物、薬物、火気などの危険なもの
- ④ 来場者の個人情報収集することが目的とされるもの
- ⑤ 公序良俗に反するもの
- ⑥ 関係法令に以するもの
- ⑦ 開催運営・管理上支障があるもの
- ⑧ その他、主催者が不適切と認めるもの

6 募集事業所数

12事業所（先着順）

- 1) 1事業所に対し1テント（間口 2.7m×奥行 1.8m×高さ 2.0m、机2台・イス2脚付）

7 出展申込

① 申込方法

所定の出展申込書に必要事項を記入のうえ、下記の申込先へ持参してお申込ください。
臨時出店届をお渡し致します。

② 申込先

深谷商工会議所

〒366-0823 深谷市本住町17-1

TEL：048-571-2145 FAX：048-571-8222

③ 申込期間

【平成30年1月4日（木）～1月25日（木）】

※土・日・祝日は除く

（先着順、定員が埋まり次第受付を終了いたします。）

8 注意事項等

① 出展申込書の審査と不受理・取消し

出展申込書の審査にあたり、出展が公序良俗等に反する内容や出展要領に則っていないと判断した場合は、申込書は不受理とします。

また、出展申込み後に、出展要領等に則っていないと判明し、事務局が指定する期間までに是正が完了しない場合は、申込みを取消す場合があります。

- 1) 虚偽の申込みを行った企業等
- 2) ④「名義貸し行為」に関係した企業等
- 3) ①②による是正指示に対応をしない企業等
- 4) 上記 1)～3)に類する行為をした企業等

② 出展取消し・退去

事務局では「出展申込書」の記載内容について、随時確認させていただくことがありますのでご了承ください。その事実により、出展内容等が出展要領に則っていないと判断した場合、事務局が指定する期間までに是正が完了しないときは、出展を取消し、退去していただく場合があります。

③ 名義貸しの禁止

出展申込者は、自社のテントの一部または全部を有償無償にかかわらず第三者または、他の出展者に転貸、譲渡、交換、業務委託など(以下「名義貸し」という)はできません。

④ 個人情報の保護

来場者に対しアンケート調査等を実施する出展者は、アンケートの範囲に個人情報(氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、年齢、生年月日など)が含まれている場合、アンケート調査票内に「調査目的」、「個人情報の取り扱い」などを必ず明記してください。

⑤ 運営の妨げとなる行為等の禁止と賠償責任

テントから大きくはみ出での出展など歩行者の通行の妨げとなる行為や、施設等の毀損、その他主催者が不適切であると認めた場合、当日の出展を中止させていただくことがあります。これによって生じた損害について、主催者は一切その責任を負いません。

また、出展者の行為により事故等が発生したときは、当該出展者の責任において解決す

るものとし、主催者は一切の責任を負いません。

⑥ 出展者と主催者の管理責任と注意義務等

主催者は、管理者としての注意をもって会場全般の管理に努めますが、各出展物などの管理は出展者が責任を負うものとし、主催者は出展物の盗難・紛失・火災・損傷などの損害に対して補償の責任を負いません。また、深谷市火災予防条例の一部改正（平成26年8月1日）により火気器具等の取扱に関する基準が強化されておりますので、発電機等の持ち込みは原則禁止いたします。どうしても必要な場合は事前にご相談ください。また、プロパンガス等使用する事業所については必ず消火器の設置をお願い致します。

⑦ 搬入・搬出について

搬入時間は午前8時30分から10時00分、搬出については4時00分から5時00分までに行ってください。なお、搬入・搬出する際はお客様に充分に気をつけてください。

⑧ 衛生面について

飲食物を取り扱う事業所におかれましては、衛生面に十分に注意をしてください。また、消費期限の明記を必ず行ってください。

【お申込・お問合せ先】

深谷商工会議所（担当：金井・町田）

〒366-0823 深谷市本住町17-1

TEL:048-571-2145 FAX:048-571-8222